

- ① 事前アンケートの結果について
- ② 参加者の問題意識共有
- ③ **最近のトピック**（各省報道発表資料等）
- ④ 物流改正法ご質問への回答
- ⑤ **中国地方3局合同物流効率化法説明会**
中国経済産業局、中国四国農政局、中国運輸局
(質疑応答)経済産業省物流企画室
- ⑥ 参考資料

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年9月21日～10月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
海事分野における脱炭素化促進事業(うちLNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業)の公募について https://www.env.go.jp/air/car/maritime_sector/post/R7_01.html	R7.10.14	環境省	
(令和7年10月6日)中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査及び改正下請法の周知啓発を実施します！ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251006_chubu.html	R7.10.6	国土交通省 公正取引委員会	
11月は「過労死等防止啓発月間」です https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64204.html	R7.10.3	厚生労働省	
「(令和7年10月2日)「トラックの日」に合わせてトラックドライバーへのヒアリングと改正下請法の周知啓発を実施します！ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251002_chubu.html	R7.10.2	国土交通省 公正取引委員会	
下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改正しました https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/251002.html	R7.10.2	中小企業庁	

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年9月21日～10月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
全国で320名のTEC-FORCE 予備隊員を登録しました ～災害時の被災地方公共団体への支援体制を強化～ https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000332.html	R7.10.1	国土交通省	
「地域連携モーダルシフト等促進事業」(補助事業)の四次公募開始 ～地域連携したモーダルシフトや共同輸配送等の先進的取組を支援します～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000947.html	R7.10.1	国土交通省	
日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業に係る行政処分の通知について https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000728.html	R7.10.1	国土交通省	
「トラック・物流Gメン」の体制を強化し、集中監視月間を実施します ～公正取引委員会と連携し、合同荷主パトロールを全国規模で実施します～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000343.html	R7.9.26	国土交通省 公正取引委員会	
CNP認証(コンテナターミナル)の初認証 ～コンテナターミナルにおける脱炭素化の取組レベルを評価～ https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000534.html	R7.9.25	国土交通省	

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、
(3) 海事分野における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



脱炭素化推進システム等の実用化・導入や船体及び舶用品の生産の高度化等により脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、モーダルシフトの受け皿として今後の利用増加が見込まれる海事分野において、船舶からのCO2排出削減に向けた取組を普及促進することにより、脱炭素化社会の実現に貢献する。

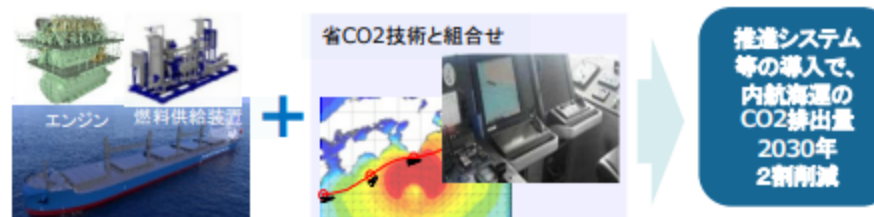
2. 事業内容

LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業

LNG燃料やメタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び省CO2技術を組み合わせた先進的なシステムの実用化を支援することにより、更なるCO2排出量の削減を実現するとともに、推進システムの低コスト化にも貢献する。

4. 事業イメージ

LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業



公募期間：令和7年10月14日（火）～11月7日（金）17時まで（必着）

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業（直接1/4（中小型船1/2））
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和9年度、



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

しごとより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30～17:15)



●労働条件相談ほっとライン (電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00～22:00 土・日・祝日/9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)



●確かめよう労働条件 (ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団 (ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等
について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金/17:00～22:00 土・日/10:00～16:00 (土日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月～金 17:00～22:00

土・日 10:00～16:00

(土日及び年末年始を除く)



●こころの耳 (ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新
情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター
<https://karoshi-boushi.net/>

全国過労死を考える家族の会
<https://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議
(過労死110番全国ネットワーク)
<https://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先 専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)

0570-026-027



11月10日(水) 11:00～12:00
11月11日(木) 13:00～14:00

11月12日(金) 10:00～11:00

11月13日(土) 10:00～11:00

11月14日(日) 10:00～11:00

11月15日(月) 10:00～11:00

11月16日(火) 10:00～11:00

11月17日(水) 10:00～11:00

11月18日(木) 10:00～11:00

11月19日(金) 10:00～11:00

11月20日(土) 10:00～11:00

11月21日(日) 10:00～11:00

11月22日(月) 10:00～11:00

11月23日(火) 10:00～11:00

11月24日(水) 10:00～11:00

11月25日(木) 10:00～11:00

11月26日(金) 10:00～11:00

11月27日(土) 10:00～11:00

11月28日(日) 10:00～11:00

11月29日(月) 10:00～11:00

11月30日(火) 10:00～11:00

11月31日(水) 10:00～11:00

11月32日(木) 10:00～11:00

11月33日(金) 10:00～11:00

11月34日(土) 10:00～11:00

11月35日(日) 10:00～11:00

11月36日(月) 10:00～11:00

11月37日(火) 10:00～11:00

11月38日(水) 10:00～11:00

11月39日(木) 10:00～11:00

11月40日(金) 10:00～11:00

11月41日(土) 10:00～11:00

11月42日(日) 10:00～11:00

11月43日(月) 10:00～11:00

11月44日(火) 10:00～11:00

11月45日(水) 10:00～11:00

11月46日(木) 10:00～11:00

11月47日(金) 10:00～11:00

11月48日(土) 10:00～11:00

11月49日(日) 10:00～11:00

11月50日(月) 10:00～11:00

11月51日(火) 10:00～11:00

11月52日(水) 10:00～11:00

11月53日(木) 10:00～11:00

11月54日(金) 10:00～11:00

11月55日(土) 10:00～11:00

11月56日(日) 10:00～11:00

11月57日(月) 10:00～11:00

11月58日(火) 10:00～11:00

11月59日(水) 10:00～11:00

11月60日(木) 10:00～11:00

11月61日(金) 10:00～11:00

11月62日(土) 10:00～11:00

11月63日(日) 10:00～11:00

11月64日(月) 10:00～11:00

11月65日(火) 10:00～11:00

11月66日(水) 10:00～11:00

11月67日(木) 10:00～11:00

11月68日(金) 10:00～11:00

11月69日(土) 10:00～11:00

11月70日(日) 10:00～11:00

11月71日(月) 10:00～11:00

11月72日(火) 10:00～11:00

11月73日(水) 10:00～11:00

11月74日(木) 10:00～11:00

11月75日(金) 10:00～11:00

11月76日(土) 10:00～11:00

11月77日(日) 10:00～11:00

11月78日(月) 10:00～11:00

11月79日(火) 10:00～11:00

11月80日(水) 10:00～11:00

11月81日(木) 10:00～11:00

11月82日(金) 10:00～11:00

11月83日(土) 10:00～11:00

11月84日(日) 10:00～11:00

11月85日(月) 10:00～11:00

11月86日(火) 10:00～11:00

11月87日(水) 10:00～11:00

11月88日(木) 10:00～11:00

11月89日(金) 10:00～11:00

11月90日(土) 10:00～11:00

11月91日(日) 10:00～11:00

11月92日(月) 10:00～11:00

11月93日(火) 10:00～11:00

11月94日(水) 10:00～11:00

11月95日(木) 10:00～11:00

11月96日(金) 10:00～11:00

11月97日(土) 10:00～11:00

11月98日(日) 10:00～11:00

11月99日(月) 10:00～11:00

11月100日(火) 10:00～11:00

11月101日(水) 10:00～11:00

11月102日(木) 10:00～11:00

11月103日(金) 10:00～11:00

11月104日(土) 10:00～11:00

11月105日(日) 10:00～11:00

11月106日(月) 10:00～11:00

11月107日(火) 10:00～11:00

11月108日(水) 10:00～11:00

11月109日(木) 10:00～11:00

11月110日(金) 10:00～11:00

11月111日(土) 10:00～11:00

11月112日(日) 10:00～11:00

11月113日(月) 10:00～11:00

11月114日(火) 10:00～11:00

11月115日(水) 10:00～11:00

11月116日(木) 10:00～11:00

11月117日(金) 10:00～11:00

11月118日(土) 10:00～11:00

11月119日(日) 10:00～11:00

11月120日(月) 10:00～11:00

11月121日(火) 10:00～11:00

11月122日(水) 10:00～11:00

11月123日(木) 10:00～11:00

11月124日(金) 10:00～11:00

11月125日(土) 10:00～11:00

11月126日(日) 10:00～11:00

11月127日(月) 10:00～11:00

11月128日(火) 10:00～11:00

11月129日(水) 10:00～11:00

11月130日(木) 10:00～11:00

11月131日(金) 10:00～11:00

11月132日(土) 10:00～11:00

11月133日(日) 10:00～11:00

11月134日(月) 10:00～11:00

11月135日(火) 10:00～11:00

11月136日(水) 10:00～11:00

11月137日(木) 10:00～11:00

11月138日(金) 10:00～11:00

11月139日(土) 10:00～11:00

11月140日(日) 10:00～11:00

11月141日(月) 10:00～11:00

11月142日(火) 10:00～11:00

11月143日(水) 10:00～11:00

11月144日(木) 10:00～11:00

11月145日(金) 10:00～11:00

11月146日(土) 10:00～11:00

11月147日(日) 10:00～11:00

11月148日(月) 10:00～11:00

11月149日(火) 10:00～11:00

11月150日(水) 10:00～11:00

11月151日(木) 10:00～11:00

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築 国土交通省

～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

令和7年6月6日
報道発表資料抜粋

- TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
- 能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
- 国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCEの増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の創設により、人員体制を強化。

《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的に活動できる体制を確保。

《TEC-FORCEアドバイザー》

学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に対応する体制を確保。

《都道府県等との連携》

平時から、都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修等による連携を強化することにより、被災地における一体的な活動を促進。

TEC-FORCE予備隊員の主な活動内容(災害派遣時)

(地方整備局等)

「TEC-FORCE予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCEの一員として被災地等で活動いただく予定です。

※ 災害時の派遣先は、採用された地方整備局等管内に加え、管外(全国)への派遣となる場合がありますが、個人の事情等(健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています)も踏まえた調整の上で決定します。

リエゾンとしての活動

リエゾンは被災地方公共団体の支援ニーズを把握し、効果的な対策の早期実現に向けて、役に立つよう動きまわります

- リエゾン※は、災害が発生又は発生するおそれのある場合に直ちに派遣され、被災した地方公共団体での情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行います。
- リエゾンが被災した地方公共団体と地方整備局との太いパイプ役となって連絡調整にあたることにより、TEC-FORCEが迅速な応急対策等の支援を行うことができます。

※リエゾン(災害対策現地情報連絡員 Liaison、「仲介、橋渡し等」という意味のフランス語)

被災した地方公共団体



- 被害情報や支援ニーズを把握
- TEC-FORCE活動や国土交通省の対応状況等を説明

支援要請内容
の報告

リエゾンに
よる調整

TEC-FORCEによる
災害支援を実施

国土交通省(災害対策本部)



- リエゾンからの情報を総合的に判断し、最適な支援のためのTEC-FORCEを派遣

公共土木施設の被害状況の調査

被災地方公共団体が管理する施設の被害状況を調査します

- 被災状況調査班として、河川や砂防、道路、港湾などの自治体が管理する施設の被害状況を短期間で調査します。また、発災後の橋梁や危険渓流等の安全性の確認なども行います。
- 地方公共団体の円滑な災害申請への活用も想定し、被害状況調査の結果を取りまとめ、被災自治体へ報告します。



河川被害状況の調査



道路被害状況の調査



土砂災害被害状況の調査



港湾被害状況の調査

災害応急対策に必要な技術的助言

被災地方公共団体等に対し、必要な技術的助言を行います

- 高度技術指導班として、被災地における災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言等を行います。

TEC-FORCE予備隊員の主な活動内容(災害派遣時)

(地方運輸局等)

「TEC-FORCE予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCEの一員として被災地等で活動いただく予定です。

※ 災害時の派遣先は、採用された地方運輸局等管内に加え、管外(全国)への派遣となる場合がありますが、個人の事情等(健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています)も踏まえた調整の上で決定します。

物資拠点の管理・運営

物流に関する専門的な知識や経験を活かし、被災自治体等が抱える課題解決等に貢献します。

- 被災地方公共団体に派遣された※リエゾンまたは輸送支援班は、地方公共団体が設置する物資拠点の管理・運営、配送状況、支援ニーズ等を日々確認し、地方運輸局災害対策本部等を通じて、政府の現地対策本部や本省災害対策本部等へ報告します。
- 物資拠点が有効に機能していない場合は、支援物資(食料、水、生活必需品等)の荷捌き、仕分け、保管、避難所等への配送調整等が有効に機能するよう、TEC-FORCE予備隊員が持つ専門的な知識や経験を活用し、効率的な拠点運営や配送業務をサポートします。
- 持続的な物資拠点の運営や配送業務が行われるよう、関係機関と調整を行い、物流事業者の派遣要請、災害協定締結に向けたサポートを行います。

※リエゾン(災害対策現地情報連絡員 Liaison、「仲介、橋渡し等」という意味のフランス語)

支援実施前の物資拠点



- 物資拠点の運営状況等を把握

拠点運営等をサポート



- 効率的な拠点運営等をサポート

支援実施後の物資拠点



- 物流事業者への派遣要請等

被災者等の輸送

業界団体等と連携し、被災地からの避難や地域住民の生活交通の維持のため、バス等の確保に向けた調整を行います

- 不通となった鉄道等の代替輸送手段の確保に向けた情報収集や関係機関との連絡調整を行います。
- 被災地からの避難等のためにバス等の輸送需要が急増したことにより、業界団体のみでバスの手配等への対応が困難となった場合には、TEC-FORCEを業界団体に派遣し、個々の事業者への連絡・調整を直接行うなど、業界団体と連携し、被災自治体からの輸送ニーズに対応する役割を担います。

※活動期間中、応急対策や本格復旧に不可欠な情報を得るため、物流施設や輸送に係る車両、施設、設備等の被害状況調査し、運輸局災害対策本部を通じて、政府の現地対策本部や本省対策本部等へ報告する活動を行って頂く場合もあります。

事業目的

- 陸・海・空の多様な輸送モードを活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）やそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築に向けて、地域の産業振興等と連携した取組の検討経費や物流拠点の整備費用等を支援。

事業概要

- 地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体等が協働しながら、地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じて荷主・物流事業者のマッチングを行うとともに、地域物流の核となる拠点を整備することで、新モーダルシフトやそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築の実現を目指す先進的な取組を支援。

<Step 1>

地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じたマッチングを行うための検討経費を支援



<Step 2>

Step 1の検討結果を踏まえ、地方自治体や産業団体・経済団体等が協働し、

- ① 新モーダルシフト（鉄道・新幹線、船舶、航空機、ダブル連結トラックなど）
 - ② 地域の物流ネットワークの再構築（共同輸配送、中継輸送など）
- の実現を目指す際の物流拠点の整備費用や資機材の導入経費などを支援。



鉄道・内航海運への
モーダルシフトの強化



新幹線等の貨客混載



航空機の空きスペース等
の有効活用



ダブル連結トラックを活用した
共同輸配送や中継輸送

補助対象

公募期間（四次公募）：令和7年10月1日（水）～10月31日（金）17時まで（必着）
 問合せ先：地域連携モーダルシフト等促進事業事務局（modalshift_logisticsnetwork@tohmatu.co.jp）



地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体、荷主企業、物流事業者等が参画した協議会

国土交通省では、本年**10月・11月**を「**集中監視月間**」と位置づけて、適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化します。

(主な取り組み)

○積極的な情報収集、是正指導

- ・様々な手法による**情報などの活用**
- ・トラック事業者、倉庫業者に対する**プッシュ型情報収集を積極的に実施**
- ・違反原因行為等の疑いがあると認められた**荷主・元請事業者（荷主等）**に対する、**働きかけ等の是正指導**

○公正取引委員会との連携活動

- ・全国規模で連携し、各地方運輸局と公正取引委員会地方事務所等が荷主等の営業所、物流拠点に対する合同荷主パトロールや高速道路のSA・PA等におけるトラックドライバーに対する聴き取り等により、荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から、改正物流法や取適法の周知啓発活動等を積極的に実施。

○全国のトラック・物流Gメンが東京に集合して行う大規模合同パトロール

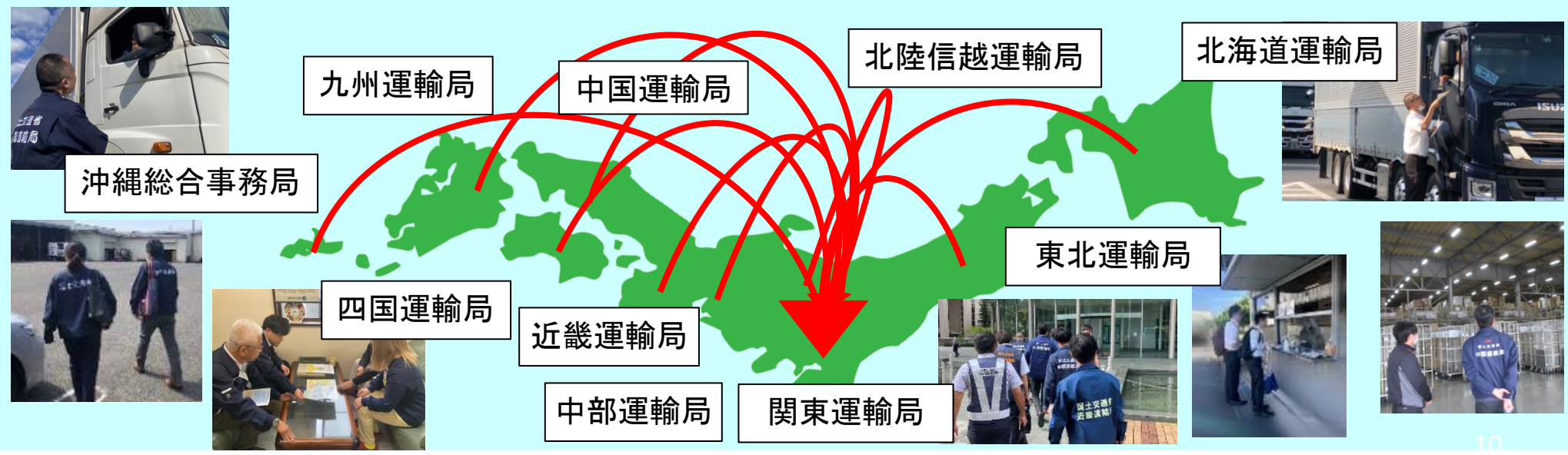
公正取引委員会事務総局職員も参加

各地方運輸局・沖縄総合事務局のGメンが東京に参集し、大規模な合同パトロールを実施

東京には、**全国の大企業の44.2%が集中**しており、地方に本社を持つ企業の主要支店も数多く存在している。
全国のトラック・物流Gメンは、各所管区域において、常態的な荷待ちや附帯作業、運賃の据え置等、違反原因行為に関わる情報を収集しているが、その源泉は東京に本拠、主要支店を持つ企業の依頼によるものであることが多い。
そこで、**実際にトラック事業者の「声」を聞いた各地方局Gメンが、東京の荷主等にその「声」を届ける活動として東京における大規模な合同パトロールを実施**することとした。
更に、令和8年1月の取適法施行を前に、**公正取引委員会が合同パトロールに参加**することで連携を強固なものとする。

全地方局トラック・物流Gメン東京合同パトロール
直接又は、目安箱に寄せられたが、申告者の連絡先が不明など情報の精査ができない「声」を、一般的教示として大企業の多い東京地域の荷主等に周知。

公正取引委員会と連携した周知活動
令和8年1月の中小受託取引適正化法(取適法)施行を前に、面的執行(事業所管庁による指導)。を実現するため、国交省、公取が連携した周知活動を行う。



荷主に対する法規制と主旨

トラック法（平成30年度改正）

労働環境悪化によるトラックドライバーの就労敬遠を防ぐため、**荷主の違法原因行為について
是正指導**（働きかけ、要請、勧告・公表）、**標準的運賃による適正運賃收受**

改正物流法

改正物効法 **トラックドライバーの担い手確保に向けた物流産業の魅力向上、担い手不足でも物流が維持されるための物流効率化推進**

改正トラック法 運送依頼内容の明示化による適正運賃・料金の收受
（令和6年度改正） **（運送契約の書面化義務）**

改正トラック法（令和7年度改正）

適正運賃收受に向けた**適正原価の設定、白トラの利用禁止**
適正運賃を支払わない荷主、白トラを利用した荷主は、違反原因行為に該当するものとして
トラック・物流Gメンの是正指導の対象になり得る。

改正下請法〔中小受託取引適正化法(取適法)〕（令和7年度改正）

「物価上昇を上回る賃上げ」、その原資確保のための「**構造的な価格転嫁**」を実現するため、
「協議に応じない一方的な価格決定行為」など**価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押し付ける商習慣を一掃**していくことで、**取引を適正化し、価格転嫁を推進**

政府目標（2028年度）

- ① 全国のトラック輸送のうち5割の運行で、1運行当たりの**荷待ち・荷役等時間を1時間短縮**
（1回の受け渡しごとの荷待ち時間・荷役等時間を原則1時間以内に短縮）
- ② 全国のトラック輸送のうち5割の車両で、**積載効率50%**を実現
（全体の車両で積載効率44%に増加）

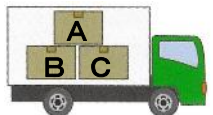
物流関係者の努力義務

① 積載効率の向上

- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等

日にちに余裕があるから地域ごとに共同配送ができるぞ

納期は発注後一週間以内で



(例)適切なリードタイムの確保

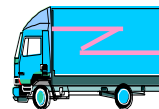
② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等

予約システムで来てもらう時間を整理しよう



① 10:00 予約



② 11:00 予約



(例)トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



(例)パレットの利用や検品の効率化

物流効率化の取り組みの努力義務（物流効率化法）

荷物を出す人(発荷主)も荷物を受け取る人(着荷主)もどちらも物流効率化に向けた取り組みが必要となります！

積載効率の向上

- 適切なリードタイムの確保
- 貨物の出入荷量の適正化
- 配車計画又は運行経路の最適化
- 部門間の連携を促進

荷待ち時間の短縮

- 貨物の入出荷時の日時等を分散
- トラックの到着日時を調整
- 寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散

荷役等時間の短縮

- 荷役等の効率化を図る
- 検査の効率化を図る
- 荷役等を円滑に行うことができる環境を整える



荷物を出す人

— 第1種荷主（主に発荷主）—

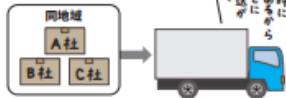


荷物を受け取る人

— 第2種荷主（主に着荷主）—



積載効率の向上

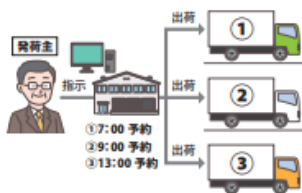


リードタイムの確保



積載効率向上のための協力

荷待ち時間の短縮



予約受付システムの活用
(発注の前倒しや出荷日時の分散)

積載効率の向上

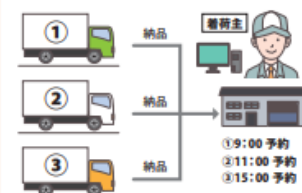


リードタイムの確保



積載効率向上のための協力

荷待ち時間の短縮



予約受付システムの活用
(受注の前倒しや納品日時の分散)

荷役等時間の短縮



実効性の確保



荷役等時間の短縮



実効性の確保



実効性の確保

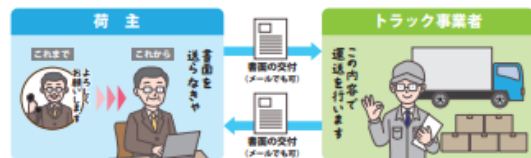
- 物流効率化の取組に関する責任者の選任
- 社内教育の実施等による体制整備
- 物流効率化に向けた取組の状況、効率化のための取組の実施状況・効果の把握
- データの標準化や関係者間の連携

運送契約締結時における書面交付の義務（改正貨物自動車運送事業法、改正標準貨物自動車運送約款）

荷物を出す人(発荷主)にも書面の交付が必要となります！

運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、荷主・トラック事業者双方に運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が義務付けられます。

※運送を行う前に、荷主と運送事業者との間で、お互いに書面やメールなどによって、法定事項の情報を確認しなければなりません。



<特定事業者の指定基準>

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者（特定事業者）について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
（上位3,200社程度）

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
（上位70社程度）

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
（上位790社程度）

<中長期計画・定期報告の記載内容>

中長期計画

○作成期間

- ・ 毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出

○記載内容

- （1） 実施する措置
- （2） 実施する措置の具体的な内容・目標等
- （3） 実施時期 等

定期報告

○記載内容

- （1） 事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
- （2） 判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
- （3） 荷待ち時間等の状況【荷主等】

○荷待ち時間等の状況の計測方法

- ・ 取組の実効性の確保を前提としてサンプリング等の手法を許容
- ・ 荷待ち時間等が一定時間以内の場合には報告省略が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

<物流統括管理者（CLO）の業務内容> ※CLO：Chief Logistics Officer

○物流統括管理者は、ロジスティクスを司るいわゆるCLOとしての経営管理の視点や役割も期待されているため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等の経営幹部から選任し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正するための事業運営方針の作成や事業管理体制の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた事業計画の作成・実施・評価
- ・ 社内の関係部門（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）間の連携体制の構築や社内研修の実施 等

特定事業者指定にあたり必要な、第一種荷主及び第二種荷主の取扱貨物の重量の算定方法については、「**物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令(届出省令)**」第1条及び第5条において、以下①～⑧の内容が規定されています。

○第一種荷主（届出省令第1条）

- ① 実測
- ② 単位数量当たりの重量×数量（個数など）
- ③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
- ④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
- ⑤ 売上額又は仕入額÷単位重量当たりの額
- ⑥ 第二種荷主としての重量÷第一種荷主としての重量（たとえば卸が出荷量を入荷量と同量として推計する方法）
- ⑦ 運送契約又は物品の売買等の契約において定められている重量
- ⑧ ①～⑦の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

○第二種荷主（届出省令第5条）

- ① 実測
- ② 単位数量当たりの重量×数量（個数など）
- ③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
- ④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
- ⑤ 売上額又は仕入額÷単位重量当たりの額
- ⑥ 第一種荷主としての重量÷第二種荷主としての重量
- ⑦ 物品の売買等の契約において定められている重量
- ⑧ ①～⑦の方法により対象貨物の重量を算定することが困難である認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

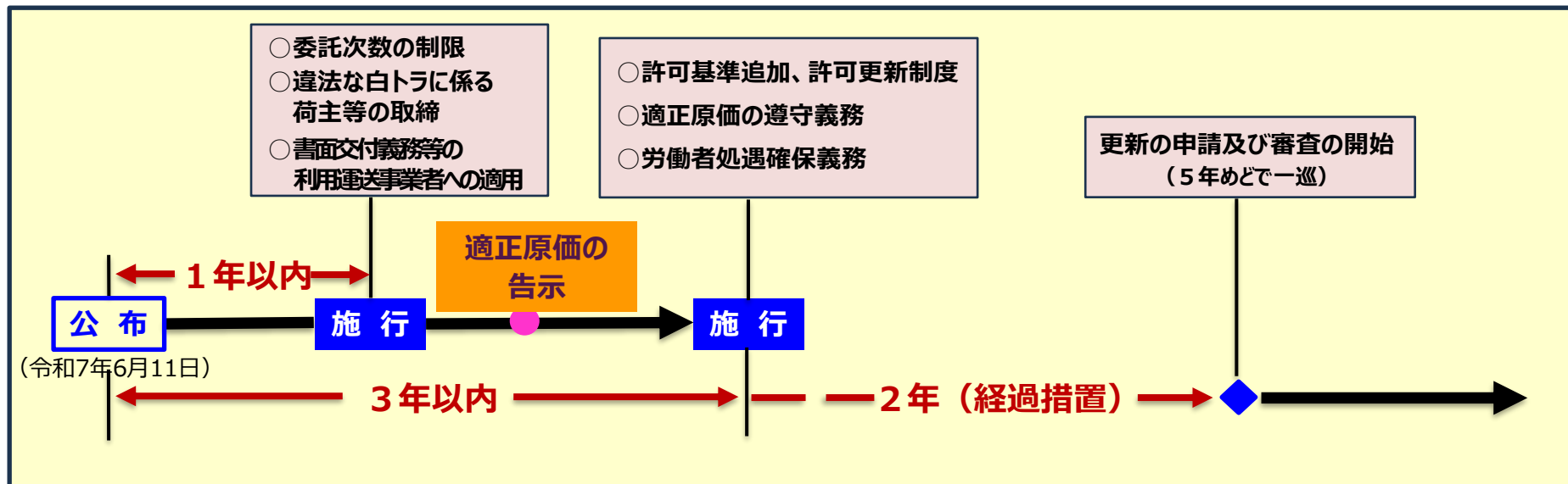
政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置

推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

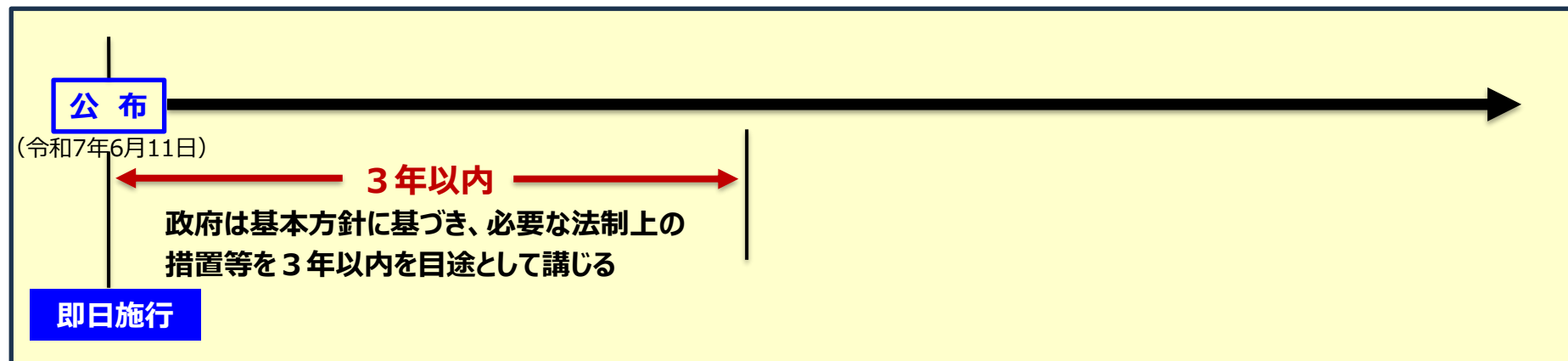
担保

1. トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】

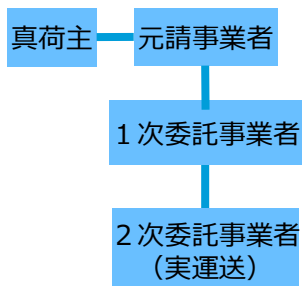


2. 委託次数の制限

- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**



<今後の取引構造>



- (1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、**「2次請け」=再々委託までに制限**するルールを設けること等が必要となる。
- (2) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。
- (3) その他、**運送契約書面の交付義務、実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**に対しても適用されることとなる。

3. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- **何人も**、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。
(これに違反した者は、**100万円以下の罰金**に処する。)



現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は
幫助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得る
ため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。



4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、**トラック・物流Gメンが 是正指導**を行うことができる。



(1) **国土交通大臣は**、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、**荷主等に対し、是正指導を実施**。

① 当該行為をしている**おそれ**があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**要請**を実施

② 当該行為をしていると**疑うに足りる相当な理由**があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表**を実施

(2) **関係省庁**も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために**必要な協力**を実施。



(3) **各都道府県トラック協会**は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、**国土交通大臣に対して通知**。

改正の主なポイント

【用語の見直し】「下請事業者」→「**中小受託事業者**」、「親事業者」→「**委託事業者**」等に改める。

【規制内容の追加】

(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

〔価格据え置き取引への対応〕

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

(2) 手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段(電子記録債権・ファクタリング)も併せて禁止。

【規制対象の追加】

(3) 運送委託の対象取引への追加〔物流問題への対応〕

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

(4) 従業員基準の追加〔適用基準の追加〕

- 従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

(5) 面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。



改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



【下請法適用基準例】



トラック・物流Gメン(国土交通省)の役割に改正法に基づく指導・助言が追加。
トラック・物流Gメンへの情報提供を理由にした転注・減注等報復措置を改正法で禁止。